

令和4年3月16日

政府対策本部長
内閣総理大臣 岸田文雄 様

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
静岡県知事 川勝 平太

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
まん延防止等重点措置の解除に関する要請について

静岡県においては、令和4年1月25日付けで「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示され、措置を実施すべき期間は3月21日までとされているところであります。

本県では、県内全域の飲食店に対する営業時間の短縮要請や3回目のワクチンの接種の加速化等、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための対策を講じている中、10万人当たりの一週間の新規陽性者数は高止まりの状況であるものの、病床使用率は50%を大きく下回り、低下傾向にあります。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県の「まん延防止等重点措置を実施すべき期間」の満了に伴う解除を要請いたします。